

【確定給付】事業及び決算に関する報告書の提出について(よくある質問)

※当報告は、確定給付企業年金法第100条の規定に基づくものです。

Q1 提出期限はいつですか？

決算後4ヶ月以内となっております。(例:3月決算→7月末日必着)

Q2 提出部数は、何部ですか？

正を2部、提出いただきます。

Q3 提出の宛先はどちらですか？

〒330-9713
埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館 7F
関東信越厚生局 健康福祉部 企業年金課(担当者名記載不要) あて

※提出の事前連絡等は、必要ありません。

Q4 受付印が押印された提出書類の控が欲しいのですが？

提出いただく正2部の他に、切手を貼った返信用封筒と、控え用の一部、又は鑑(写)を送付いただければ、いずれも受付印を、鑑(写)のみに押印して返送いたします。

なお、こちらは書類が届いたことの確認のみとなります。

内容の審査は順次行い、不備等があった際には、担当より後日ご連絡いたします。

Q5 窓口に持ち込むことはできますか？

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、相談、届出等につきましては、電話や書類郵送等での対応をお願いいたします。

送付方法(ゆうパック・簡易書留・宅急便等)は、特に指定しておりません。

Q6 届出者欄に公印(基金印、理事長印、代表事業主印等)の押印は必要ですか？

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年12月25日付厚生労働省令第208号)により、公印の押印は不要となりました。